

「ガン保険等返戻率の高い第3分野生命保険 の経理処理見直しへ」

この度の東日本大地震で被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

去る11/25生命保険協会に国税庁よりガン保険の税務取扱い（経理処理：全損）の見直し検討を行っている旨の通知があり、その他の第3分野での返戻率の高い全損扱いのものについても見直しされるのではとの見方が広がっています。過去においても遡増定期保険等返戻率の高い全損商品の見直しが何度か行われてきており、どれくらい先になるかはわかりませんが、見直しが実施されることはほぼ確実と言えるでしょう。まだ詳細は全く白紙の状況でわかりませんが、生命保険を活用した極端な節税に対して「待った」がかかったということです。実際該当商品を取り扱う生命保険会社では、今後の該当商品取扱いについて、販売を停止したり、制限をかける等の対応を行ってきており、福利厚生プランとして活用されている場合などについては、今後の対応を検討していく必要があるでしょう。この見直しにより恐らく全損商品での長期安定的な節税についてはほぼ封じ込められる状況となっており、今後は1/2損金プランの活用による節税を主体に考えていく必要があります。震災により法人税率も時限的にアップしますが、その期間が過ぎれば税率は下がってきますので、あまり極端な節税も必要ない状況となる見込みで、現在の経済情勢からしても節税以外の目的での生命保険加入を検討していくべきでしょう。これを機に既加入生命保険の見直しについても実施し、本来の生命保険の目的に沿った加入を検討ください。

F P 委員会

田原 智延